

附則

(施行期日)

- この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第三百十号様式(その一)の改正規定は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日から施行する。
(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する経過措置)
- この規則による改正後の山梨県県税条例施行規則第七十条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行う電子取引の取引情報(山梨県県税条例第七十九条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

山梨県規則第九号

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

山梨県庁舎等管理規則(昭和四十一年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び県民情報プラザ」を、「県民情報プラザ及び県民会館」に改める。

第十一条の表中

県庁舎の県民情報プラザ 北二階出入口	午前八時	午後九時
	県庁舎の県民情報プラザ 北二階出入口	
県庁舎の県民会館 正面出入口 北出入口	午前八時	午後九時
	県庁舎の県民会館 正面出入口 北出入口	
	午前八時	午後九時

後九時

後五時四十五分

に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県職員職務発明等取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員職務発明等取扱規則の一部を改正する規則

山梨県職員職務発明等取扱規則(昭和四十八年山梨県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「一月以内に」を「直ちに」に改める。

第十条中「五、〇〇〇円」を「一万円」に改める。

第十一条中「一〇、〇〇〇円」を「二万円」に改める。

第十二条第一項中「対し」の下に「、実施補償金として」を加え、「収入実績に応じ」を「収入を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額を」に改め、「次に掲げるところにより実施補償金を」を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 百万円以下の金額 百分の五十
- 二 百万円を超える金額 百分の二十五

第十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十四条中「五、〇〇〇円」を「一万円」に、「三、〇〇〇円」を「五千円」に、「一〇、〇〇〇円」を「二万円」に、「七、〇〇〇円」を「一万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県職員職務発明等取扱規則(以下「新規則」という。)第十条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に県が行う特

許出願又は第八条第二項ただし書の規定により発明者が特許出願をした場合における特許を受ける権利の発明者からの取得に係る出願補償金から適用し、施行日前に県が行った特許出願又は第八条第二項ただし書の規定により発明者が特許出願をした場合における特許を受ける権利の発明者からの取得に係る出願補償金については、なお従前の例による。

3 新規則第十一条の規定は、施行日以後に取得する特許権又は専用実施権に係る登録補償金から適用し、施行日前に取得した特許権又は専用実施権に係る登録補償金については、なお従前の例による。

4 新規則第十二条の規定は、平成十八年度の収入に係る実施補償金から適用し、平成十七年度以前の年度の収入に係る実施補償金については、なお従前の例による。

5 前三項の規定は、考案及び意匠の創作並びに種苗の育成について、準用する。

山梨県規則第十一号

山梨県情報公開条例施行規則及び山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県情報公開条例施行規則及び山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県情報公開条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県情報公開条例施行規則(平成十七年山梨県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 第一項第一号、第六条第一項第一号及び第二号、第十三条第一項第一号並びに第十六条第四項において「開示の実施の方法」とは、第十一条に規定する開示の実施の方法をいう。

第十一条第二項第一号中「()の用紙に複写したものの下に」(用紙にカラーで複写したものを除く。)を加える。

第十二条第二項中「第五条各号」を「第五条第一項各号」に改める。

第十八条第一項第一号中「毎年一回」を「毎年度」に改め、同項第六号に次のように加える。

ホ 山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)第十四条第一項の開示請求があつたもの 同条例第二十条第一項又は第二項の決定の日の翌日から起算して一年間

第十八条第一項第十一号中「(不開示情報に該当するものを除く。)」を削り、同条第二項中「を一般の閲覧に供する」を「の内容(不開示情報に該当するものを除く。)を一般に公表する」に改める。

別表第一の一の項中「複写機により」の下に「用紙に」を加え、「多色刷りのA三判以下の大きさの」を「カラーで複写した」に改め、同表七の項中「用紙一枚につき十円」の下に「カラーで出力したものについては四十円」を加える。

別表第二の二の項中「行政手続法第五条第一項」を「行政手続法第二条第八号ロ」に、「同法第十二条第一項」を「同号ハ」に改め、同表三の項中「第十八条第一項第九号」を「第十八条第一項第十号」に改める。

第三号様式、第四号様式及び第十号様式中「できません。」「できません。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、山梨県を被告として(訴訟において山梨県を代表する者は_____となりませう。)、提起することができます。ただし、異議申立て(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。」に改める。

第二条 山梨県情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「規定する方法」の下に「並びに」並びに第十一条第二項第一号及び第三項第三号ホに掲げる方法」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

第五条の二 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、開示請求とする。

2 前項に規定する方法により開示請求をしようとする者は、情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて、知事が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

3 前項の規定により開示請求を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に定める電子署名をいう。)を行うことを要しない。

第六条第一項に次の一号を加える。

五 第十一条第二項第一号(同号ハに係る部分に限る。)又は第三項第三号(同号ホに係る部分に限る。)に定める方法による行政文書の開示を実施する場合にお

ける準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

第六条第二項中「前条第一項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号の方法による」を「第五条第一項第一号の方法による」に、「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に、「前条第一項第一号の方法に係る」を「同条第一項第一号の方法に係る」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(電子情報処理組織による処分通知等)

第六条の二 情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、条例第十二条第一項及び第二項の規定による通知並びに条例第十七条第一項の規定による文書又は図画の開示とする。

2 前項に規定する方法により処分通知等を行うとする実施機関は、情報通信技術利用条例第四条第一項に規定する実施機関の使用に係る電子計算機から入力し、当該実施機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

第十一条第一項第一号中「次項第一号に定める」を「次項第一号イに規定する」に改め、同条第二項中「写しの交付」を「条例第十七条第一項（第一号ハにあつては、同項及び情報通信技術利用条例第四条第一項）の規定による開示の実施」に、「ものを交付すること」を「方法」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（口及びハに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合）に限り、ハに掲げる方法にあつては情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合（以下「電子開示請求の場合」という。）に限る。）

イ 当該文書又は図画を複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本工業規格A列〇番（以下「A〇判」という。）、日本工業規格A列一番（以下「A一判」という。）若しくは日本工業規格A列二番（以下「A二判」という。）の用紙に複写したもの（用紙にカラーで複写したものを除く。）の交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画をスキヤナにより読み取つてきた電磁的記録をフレキシ

ブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十三ミリメートルのものに限る。以下同じ。）、光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）、光ディスクカートリッジ（日本工業規格X六二七五に適合する記憶容量二百三十メガバイトのもの又は日本工業規格X六二七七に適合する記憶容量六百四十メガバイトのものに限る。以下同じ。）、又はこれら以外の電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

第十一条第二項第二号中「印刷したもの」の下に「の交付」を加え、同項第三号及び第四号中「印刷したもの」の下に「の交付」を加え、同条第三項第三号中「プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの」を「処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（ホに掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）」に改め、同号二及びホを次のように改める。

二 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスク、光ディスクカートリッジ又はこれら以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付
ホ 当該電磁的記録を電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法

第十一条第三項第三号へ及びトを削り、同項第四号中「からトまで」を削る。
別表第一の一の項を次のように改める。

一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	イ 複写機により用紙一枚につき十円（A一判の大きさのものについては三十円、A一判の大きさのものについては百十円、A〇判の大きさのものについては百二十円、カラーで複写したものについては四十円）
ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	一枚につき四十円（縦二百三十三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百二十円）に十二枚

	付 までごとに六百八十円を加えた額
ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚につき七十円
ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	一枚につき百二十円
ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚につき、二百三十メガバイトのものについては三百四十円、六百四十メガバイトのものについては五百三十円
ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスク及び光ディスクカートリッジ以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付	実施機関において複写用の電磁的記録媒体を購入するのに要した費用の額

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

実施機関 殿

氏 名

住 所

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

連絡先(電話番号)

行政文書開示請求書

山梨県情報公開条例第7条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

<p>請求する行政文書の 名 称 又 は 内 容</p>	
<p>開示の実施の方法</p>	
<p>備 考</p>	

備考

- この請求書に記載される請求者の個人情報、請求内容の確認の連絡や決定通知書の送付等開示に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。
- 求める開示の実施の方法を記入することができます。
- 連絡先(電話番号)は、今後の手続等について御連絡する場合がありますので、必ず記載してください。

<p>※処理欄 (この欄には記入し ないでください。)</p>	<p>受付年月日 年 月 日 担当課等</p>
---	-----------------------------

第十一号様式及び第十二号様式を次のように改める。

年 月 日

実施機関 殿

氏 名

住 所

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

連絡先（電話番号）

開 示 実 施 方 法 等 申 出 書

山梨県情報公開条例第17条第2項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等について申し出ます。

申し出に係る開示決定等	年 月 日 第 号
	(行政文書の表示)
求める開示の実施の方法（行政文書の部分ごとに異なる開示の方法を求める場合にあつては、当該部分ごとの開示の方法）	
開示の実施を希望する日	年 月 日
備 考	

備考

- この請求書に記載される請求者の個人情報、請求内容の確認の連絡や決定通知書の送付等開示に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。
- 求める開示の実施の方法を記入することができます。
- 連絡先（電話番号）は、今後の手続等について御連絡する場合がありますので、必ず記載してください。

※処理欄 (この欄には記入しないでください。)	受付年月日 年 月 日 担当課等
----------------------------	---------------------

年 月 日

実施機関 殿

氏 名

住 所

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

連絡先（電話番号）

開 示 再 申 出 書

山梨県情報公開条例第17条第2項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等について申し出ます。

申し出に係る開示決定等	年 月 日 第 号
	（行政文書の表示）
最初に開示を受けた日	年 月 日
求める開示の実施の方法（行政文書の部分ごとに異なる開示の方法を求める場合にあつては、当該部分ごとの開示の方法）	
開示の実施を希望する日	年 月 日
備 考	

備考

- この請求書に記載される請求者の個人情報、請求内容の確認の連絡や決定通知書の送付等開示に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。
- 求める開示の実施の方法を記入することができます。
- 連絡先（電話番号）は、今後の手続等について御連絡する場合がありますので、必ず記載してください。

※処理欄 （この欄には記入しないでください。）	受付年月日 年 月 日 担当課等
----------------------------	---------------------

(山梨県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県個人情報保護条例施行規則(平成十七年山梨県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「」の用紙に複写したものを「」の下に「」(用紙にカラーで複写したものを除く。)を加える。

第三十二条第四号及び第五号中「異議申立て」を「不服申立て」に改める。

別表一の項中「複写機により」の下に「用紙に」を加え、「多色刷りのA三判以下の大きさの」を「カラーで複写した」に改め、同表七の項中「用紙一枚につき十円」の下に「(カラーで出力したものについては四十円)」を加える。

第二号様式中「方法等」や「方法」を

「	「
開示の実施を希望する日	□複製

物の交付

年 月 日

を

□複製物の交付

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、同年四月一日から施行する。

山梨県規則第十二号

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県市町村振興資金条例施行規則(昭和三十八年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「百分の六十」の下に「、市町村の合併の推進に資する施設の整備のための建設事業に係る資金にあつては百分の三十五」を加える。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十三号

山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県老人福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の二中「老人短期入所事業」を「老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業」を、「施設」を「施設、サービスの拠点」を、「種類」を「種類(小規模多機能型居宅介護事業及び)」を、「入所定員」を「入所定員、登録定員」に改める。
第七号様式中「入所定員」を「入居定員」を、「入所者」を「入居者」を、「入居一時金」を「一時金」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十四号

山梨県立育精福祉センター管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立育精福祉センター管理規則等の一部を改正する規則

(山梨県立育精福祉センター管理規則の一部改正)

第一条 山梨県立育精福祉センター管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「(以下「措置入所」という。)」を削り、「別表第一」を「別表」に改める。

第三条を削る。

第二条の二の表一の項及び二の項を次のように改める。

<p>一 条例第四条の表一の項の短期入所を行う事業のうち、知的障害者に係るもの(知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定による措置を含む。)</p>	<p>九人</p>
<p>二 条例第四条の表一の項の短期入所を行う事業のうち、障害児に係るもの(児童福祉</p>	<p>一〇人</p>

法第二十一条の二十五第一項の規定による措置を含む。)

第二条の二の表三の項中「三の項」を「二の項」に改め、同条を第三条とする。

第四条から第七条までを削り、第八条を第四条とし、第九条から第十一条までを四
条ずつ繰り上げる。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

第一号様式及び第二号様式を削る。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター管理規則の一部改正)

第二条 山梨県立あけぼの医療福祉センター管理規則(昭和五十年山梨県規則第十一号)
の一部を次のように改正する。

第二条中「(以下「措置入所」という。)」を削り、「別表第一」を「別表」に改
める。

第三条を削る。

第二条の二中「四の項」を「二の項」に改め、同条を第三条とする。

第四条から第七条までを削り、第八条を第四条とし、第九条を第五条とし、第十
条を第六条とする。

別表第二を削る。

別表第一中「第二条の二」を「第三条」に改め、同表を別表とする。

第一号様式及び第二号様式を削る。

(山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則(昭和五十一年山梨県
規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(以下「措置入所」という。)」を削る。

第四条の次に次の一条を加える。

(利用料金の減免)

第五条 条例第七条第三項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第百三十三号)第三条第一項第二号又
は第三号に掲げる者であり、かつ、利用者の属する世帯に属する者に社会通念上
利用者の負担額を軽減するのには不相当と考えられる収入及び資産がない者であ
るとして、市町村から利用者の負担額の軽減対象者であることの確認を受けた者
のうち二十歳未満のものが、条例第七条第一項の表二の項の知的障害者更生施設
支援を受ける場合

二 知的障害者福祉法第十五条の十四の四第一項の特定入所者食費等給付費の支給

を受けた場合であつても、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用の実費
(以下この号において「食費等実費」という。)を負担することにより生活保護
の対象となるが、食費等実費を負担しないことにより生活保護の対象でなくなる
者であるとして、市町村により食費等実費の負担の減免の対象である旨が同法第
十五条の第十二第五項の施設受給者証に記載されている者のうち二十歳以上のもの
が、条例第七条第一項の表二の項の知的障害者更生施設支援を受ける場合
第八条を削る。

(山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則(昭和五十三年山梨県
規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(以下「措置入所」という。)」を削る。

第四条の表一の項中「知的障害者短期入所事業」を「短期入所を行う事業のうち、
知的障害者に係るもの」に改め、同表中三の項を削り、二の項を三の項とし、一の項
の次に次のように加える。

一 条例第八条第一項の表一の項の短期入所
を行う事業のうち、障害児に係るもの(児
童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号
(第二十一条の二十五第一項の規定による
措置を含む。))

六人

第四条の次に次の一条を加える。

(利用料金の減免)

第五条 条例第八条第三項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第百三十三号)第三条第一項第二号又
は第三号に掲げる者であり、かつ、利用者の属する世帯に属する者に社会通念上
利用者の負担額を軽減するのには不相当と考えられる収入及び資産がない者であ
るとして、市町村から利用者の負担額の軽減対象者であることの確認を受けた者
が条例第七条第一項の表二の項の通所による知的障害者授産施設支援を受ける場
合並びに当該確認を受けた者のうち二十歳未満のものが同項の知的障害者授産施
設支援を受ける場合

二 知的障害者福祉法第十五条の十四の四第一項の特定入所者食費等給付費の支給
を受けた場合であつても、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用の実費
(以下この号において「食費等実費」という。)を負担することにより生活保護
の対象となるが、食費等実費を負担しないことにより生活保護の対象でなくなる

者であるとして、市町村により食費等実費の負担の減免の対象である旨が同法第十五条の第十二第五項の施設受給者証に記載されている者のうち二十歳以上のものが、条例第七条第一項の表二の項の入所による知的障害者授産施設支援を受ける場合

(山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則(昭和五十八年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(以下「措置入所」という。)」を削り、「二の項」を「四の項」に改める。

第四条の表一の項中「身体障害者短期入所事業」を「短期入所を行う事業のうち、身体障害者に係るもの」に改め、同表中三の項及び四の項を削り、二の項を四の項とし、一の項の次に次のように加える。

<p>二 条例第七条第一項の表一の項の短期入所を行う事業のうち、知的障害者に係るもの(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の三十一第一項の規定による措置を含む。)</p>	<p>七人</p>
<p>三 条例第七条第一項の表一の項の短期入所を行う事業のうち、障害児に係るもの(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の二十五第一項の規定による措置を含む。)</p>	<p>七人</p>

第四条の次に次の一条を加える。

(利用料金の減免)

第五条 条例第七条第三項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第十三条第一項第二号又は第三号に掲げる者であり、かつ、利用者の属する世帯に属する者に社会通念上利用者の負担額を軽減するのには不相当と考えられる収入及び資産がない者であるとして、市町村から利用者の負担額の軽減対象者であることの確認を受けた者が条例第七条第一項の表二の項の通所による身体障害者授産施設支援を受ける場合並びに当該確認を受けた者のうち二十歳未満のものが同項の身体障害者授産施設支援を受ける場合

二 身体障害者福祉法第十七条の十三の四第一項の特定入所者食費等給付費の支給

を受けた場合であつても、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用の実費(以下この号において「食費等実費」という。)を負担することにより生活保護の対象となるが、食費等実費を負担しないことにより生活保護の対象でなくなる者であるとして、市町村により食費等実費の負担の減免の対象である旨が同法第十七条の十一第五項の施設受給者証に記載されている者のうち二十歳以上のものが、条例第七条第一項の表二の項の入所による身体障害者授産施設支援を受ける場合

(山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第六条 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の表一の項中「身体障害者短期入所事業」を「短期入所を行う事業のうち、身体障害者に係るもの」に改め、同表中三の項及び四の項を削り、二の項を四の項とし、一の項の次に次のように加える。

<p>二 条例第七条第一項の表一の項の短期入所を行う事業のうち、知的障害者に係るもの(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の三十二第一項の規定による措置を含む。)</p>	<p>五人</p>
<p>三 条例第七条第一項の表一の項の短期入所を行う事業のうち、障害児に係るもの(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の二十五第一項の規定による措置を含む。)</p>	<p>五人</p>

第三条の次に次の一条を加える。

(利用料金の減免)

第四条 条例第七条第三項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第十三条第一項第二号又は第三号に掲げる者であり、かつ、利用者の属する世帯に属する者に社会通念上利用者の負担額を軽減するのには不相当と考えられる収入及び資産がない者であるとして、市町村から利用者の負担額の軽減対象者であることの確認を受けた者が条例第七条第一項の表二の項の通所による身体障害者更生施設支援を受ける場合並びに当該確認を受けた者のうち二十歳未満のものが同項の身体障害者更生施設支援を受ける場合

二 身体障害者福祉法第十七条の十三の四第一項の特定入所者食費等給付費の支給を受けた場合であっても、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用の実費（以下この号において「食費等実費」という。）を負担することにより生活保護の対象となるが、食費等実費を負担しないことにより生活保護の対象でなくなる者であるとして、市町村により食費等実費の負担の減免の対象である旨が同法第十七条の十一第五項の施設受給者証に記載されている者のうち二十歳以上のものが、条例第七条第一項の表二の項の入所による身体障害者更生施設支援を受ける場合

（山梨県児童福祉法施行細則の一部改正）

第七条 山梨県児童福祉法施行細則（昭和六十二年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

第十二条及び第十三条 削除
第十二条の二の見出し中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改め、同条中「児童居宅生活支援事業等開始届」を「障害児相談支援事業等開始届」に改める。
第十三条の三の見出し中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改め、同条中「児童居宅生活支援事業等改更届」を「障害児相談支援事業等改更届」に改める。

第十二条の四の見出し中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改め、同条中「児童居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「障害児相談支援事業等廃止（休止）届」に改める。
第一号様式を次のように改める。

第一号様式 削除

第十号様式の二中「児童居宅生活支援事業等開始届」や「障害児相談支援事業等開始届」及び「児童居宅生活支援事業等」や「障害児相談支援事業等」に付する「児童ケアサービス事業、児童短期入所事業又は」及び「（児童短期入所事業及び児童自立生活援助事業に係るものに限る。）」を削除する。

第十号様式の三中「児童居宅生活支援事業等変更届」や「障害児相談支援事業等変更届」及び「児童居宅生活支援事業等に」や「障害児相談支援事業等に」に付する「児童居宅生活支援事業等廃止（休止）届」や「障害児相談支援事業等廃止（休止）届」及び「児童居宅生活支援事業等」や「障害児相談支援事業等」に改める。

（山梨県知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第八条 山梨県知的障害者福祉法施行細則（昭和六十二年山梨県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同条中「知的障害者居宅生活支援事業等開始届」を「知的障害者相談支援事業開始届」に改める。

第四条の見出し中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同条中「知的障害者居宅生活支援事業等改更届」を「知的障害者相談支援事業変更届」に改める。

第五条の見出し中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同条中「知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「知的障害者相談支援事業廃止（休止）届」に改める。

第二号様式中「知的障害者居宅生活支援事業等開始届」や「知的障害者相談支援事業開始届」及び「知的障害者居宅生活支援事業等」や「知的障害者相談支援事業等」に付する「知的障害者短期入所事業を行う者とする者にあつては、当該事業の用に供する施設の種類、所在地及び入所定員」及び「事業開始の予定年月日」を削除する。

「7 事業開始の予定年月日」に付する「7 事業開始の予定年月日」を削除する。

第三号様式中「知的障害者居宅生活支援事業等変更届」や「知的障害者相談支援事業変更届」及び「知的障害者居宅生活支援事業等に」や「知的障害者相談支援事業等に」に付する「知的障害者居宅生活支援事業等」や「知的障害者相談支援事業等」に付する「知的障害者居宅生活支援事業等」を削除する。

第九号様式 削除

第十号様式中「知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」や「知的障害者相談支援事業廃止（休止）届」及び「児童居宅生活支援事業等」や「障害児相談支援事業等」に付する「児童居宅生活支援事業等」を削除する。

第七号から第十号まで 削除

第十号の二の見出し中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同条中「身体障害者居宅生活支援事業等開始届」を「身体障害者相談支援事業等開始届」に改める。

第十号の三の見出し中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改める。

事業等」に改め、同条中「身体障害者居宅生活支援事業等変更届」を「身体障害者相談支援事業等変更届」に改める。

第十条の四の見出し中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同条中「身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「身体障害者相談支援事業等廃止（休止）届」に改める。

第八号様式の一を削る。

第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

第8号様式及び第9号様式 削除

第九号様式の一 中「身体障害者居宅生活支援事業等開始届」を「身体障害者相談支援事業等開始届」に、「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、「身体障害者ケアサービス事業、身体障害者短期入所事業又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「所在地及び入所定員（身体障害者短期入所事業に係るものに限る。）」を「及び所在地」に改める。

第九号様式の三 中「身体障害者居宅生活支援事業等変更届」を「身体障害者相談支援事業等変更届」に、「身体障害者居宅生活支援事業等に」を「身体障害者相談支援事業等に」に改める。

第九号様式の四 中「身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「身体障害者相談支援事業等廃止（休止）届」に、「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改める。

（山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部改正）

第十条 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条の表山梨県特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

山梨県障害者介護給付費等不服審査会	過半数
-------------------	-----

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年山梨県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一号様式」を「第一号様式」に次に掲げる書類を添えて、「に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 住民票の写し（本籍を記載したもの）
- 二 保証人の所得を証明する書類
- 三 保証人の印鑑証明書

第三条第三項中「第三号様式」を「第三号様式」に次に掲げる書類を添えて、「に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 新たな保証人の所得を証明する書類
- 二 新たな保証人の印鑑証明書

第八条の二 中「第六条第一項第一号イ」を「第六条第一項第一号イ」に改め、同条第四号を削る。

第八条の三 中「第六条第一項第二号イ」を「第六条第一項第一号ホ」に改め、同条第四号中「第六条第一項第一号イ(1)から(4)まで」を「第六条第一項第一号イから(二)まで」に改める。

第十一条第一項中「土曜日」を「金融機関の休日」に、「その翌々日」を「金融機関の翌営業日」に改める。

第十四条第一項中「その旨を知事に届け出」を「状況届（第十一号様式）にその事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出し」に改め、同条第二項中「第十一号様式」を「第十二号様式」に改め、同条第三項中「その旨を届け出」を「死亡届（第十三号様式）を知事に提出し」に改める。

第一号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 印

看護職員修学資金貸与申請書

次のとおり看護職員修学資金の貸与を申請します。なお、修学資金の貸与を受けることになったうへは、山梨県看護職員修学資金貸与条例及び山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の各条項を遵守します。

貸与申請額		円	貸与期間	年 月から	年 月まで
申請者	氏名	年 月 日生	養成施設	名称	
	生年月日			学科又は課程	
	本籍			所在地	
	住所			入学年月	年 月
				卒業予定年月	年 月
資格免許	種別	取得年月日	登録都道府県名(厚生労働省)	登録番号	
保証人	氏名	年 月 日生		年 月 日生	
	生年月日				
	本籍				
	住所				
	職業				
	本人との続柄				

申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

保証人
保証人

印
印

申請者を、山梨県看護職員修学資金貸与条例による看護職員修学資金の貸与を受け
るべき者として推薦します。

年 月 日

養成施設の長

印

第七号様式から第十一号様式までを次のように改める。

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者

印

看護職員修学資金返還債務免除申請書

次のとおり、看護職員修学資金の返還債務免除を申請します。

1 対象者

氏名		決定番号	
学校・養成所名			学科
	年 月 (卒業・退学)		

2 免除申請の内容

貸与額	円
免除申請額	円
免除を申請する理由	

3 勤務経歴

期間	就業施設等	状況
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		

4 添付書類

第8号様式(第11条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

決定番号 第 号

住所

氏名 印

保証人

住所

氏名 印

保証人

住所

氏名 印

看護職員修学資金返還計画書

次のとおり、山梨県看護職員修学資金の返還をいたします。

貸与額	
返還すべき額	
返還済額	
返還方法	
返還期間	年 月 から 年 月 まで
返還する理由	

年 月 日

山梨県知事 殿

決定番号 第 号

住所

氏名 印

保証人
住所

氏名 印

保証人
住所

氏名 印

看護職員修学資金返還方法変更願

次のとおり看護職員修学資金の返還方法を変更してください。

貸与額		
返還すべき額		
返還済額		
旧	返還方法	
	返還期間	年 月 から 年 月 まで
新	返還方法	
	返還期間	年 月 から 年 月 まで

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 印

看護職員修学資金返還債務猶予申請書

次のとおり、看護職員修学資金の返還債務猶予を申請します。

1 対象者

氏名		決定番号	
学校・養成所名	年 月 (卒業・退学)		学科

2 猶予申請の内容

貸与額	
猶予申請額	
猶予期間	年 月 から 年 月 まで
猶予を申請する理由	

3 添付書類

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 印

状況届

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則第14条第1項に基づき、次のことについて届け出ます。

1 対象者

氏名		決定番号	
学校・養成所名			学科 年 月（卒業・退学）

2 氏名、本籍、住所又は職業の変更の場合

	変更後	変更前
氏名		
本籍		
住所		
職業（保証人のみ）		

3 その他の届出事項

--

4 添付書類

第十一号様式の次に次の二様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 印

就業状況届

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則第14条第2項に基づき、現在の就業状況を届け出ます。

1 対象者

氏名		決定番号	
学校・養成所名	年 月 (卒業・退学) 学科		

2 就業状況

就業状況			
就業施設名			
就業年月日	年 月 日	退職年月日	年 月 日
休職期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
備考			

就業施設記入欄

この者は、山梨県内の次の施設に勤務していること又は在職していたことを証明します。

年 月 日 (就業施設の長)

印

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

申請者 印
電話番号

死亡届

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則第14条第3項に基づき、修学資金の貸与を受けた者が死亡したので、届け出ます。

1 貸与を受けた

氏名		決定番号	
学校・養成所名	学科 年 月（卒業・退学・在学）		

2 添付書類

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十六号

山梨県病院事業職員宿舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県病院事業職員宿舎管理規則の一部を改正する規則

山梨県病院事業職員宿舎管理規則(昭和四十五年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「入居料基準額」を「入居料の基準額」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、各戸専用の炊事設備、入浴設備、便所及び冷暖房設備を有する独身寮の一平方メートル当たりの入居料の基準額は、同表に定める一平方メートル当たりの入居料の基準額に二百五十円を加算して得た額とする。

第十一条第三項中「一」を「一」に、「入居料基準額」を「入居料の基準額」に改め、同条第四項中「千二百五十円」を「二千四百十円」に改め、「とし、」の下に「その額に」を、「その」の下に「端数の」を加える。

別表第一中
 員宿舎 甲府市池田一丁目六番 一
 県立中央病院池田職 員宿舎 一
 県立中央病院看護師 甲府市富士見一丁目一 番一
 宿舎 番一
 を「 員宿舎」に改める。

池田職 一 甲府市池田一丁目六番 一
 一 一
 に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第十一条関係)

構造	経過年数	一平方メートル当たりの入居料の基準額
延べ面積が五平方メートル未満の場合	延べ面積が五平方メートル以上七平方メートル未満の場合	延べ面積が七〇平方メートル以上八〇平方メートル未満の場合
延べ面積が五平方メートル未満の場合	延べ面積が五平方メートル以上七平方メートル未満の場合	延べ面積が八〇平方メートル以上一〇〇平方メートル未満の場合
延べ面積が五平方メートル未満の場合	延べ面積が五平方メートル以上七平方メートル未満の場合	延べ面積が一〇〇平方メートル以上

備考	木造		組積造		鉄骨鉄筋コンクリート		造及鉄筋コンクリート		筋コンクリート		ト	
	一〇年以内のもの	一〇年を超え二〇年以内のもの	一〇年以内のもの	一〇年を超え二〇年以内のもの	一〇年以内のもの	一〇年を超え二〇年以内のもの	二〇年を超え三〇年以内のもの	三〇年を超え四〇年以内のもの	三〇年を超え四〇年以内のもの	四〇年を超え五〇年以内のもの	五〇年を超えるもの	五〇年を超えるもの
	二二四円	一六一円	四七円	八二円	二七六円	二二七円	一七三円	一三六円	一三六円	一四九円	七九円	五〇円を超えるもの
	二八二円	二〇七円	五〇円	一〇三円	三四七円	二九五円	二二二円	一七六円	一七六円	一四九円	一〇五円	四〇年を超え五〇年以内のもの
	三五七円	二六八円	六五円	一四七円	四三一円	三七一元	二八七円	二三三円	二三三円	二〇三円	一五三円	三〇年を超え四〇年以内のもの
	四二六円	三三〇円	七一円	一七六円	五一四円	四四二円	三四二円	二八一円	二八一円	二四三円	一八四円	二〇年を超え三〇年以内のもの
	五四三円	四〇九円	九八円	二二七円	六五四円	五六三円	四三六円	三五九円	三五九円	三一一円	一三三六円	一〇年を超え二〇年以内のもの
合												

備考
 一 改築、移築、買収及び借受けにより設置した宿舎については、新築後の経過相当の年数をもつて経過年数とする。

二 「延べ面積」とは、宿舍のうち家屋又は家屋の部分の延べ面積をいう。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間における有料宿舍の入居料の月額(自動車の保管場所に係るものを除く。以下同じ。)は、この規則による改正後の山梨県病院事業職員宿舍管理規則第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される有料宿舍の入居料の月額(以下「改正後の入居料の月額」という。)から、改正後の入居料の月額がこの規則による改正前の山梨県病院事業職員宿舍管理規則第十一条第二項及び第三項の規定により算定される有料宿舍の入居料の月額を超える額の二分の一に相当する額を控除した金額(その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

山梨県規則第十七号

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則平成十五年山梨県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第三条中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第三号中「第五条第四項及び第二十四条第三項」を「第七条第四項及び第四十一条第四項」に改める。

第四条第一項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第二項中「第十三条第一項第五号」を「第十四条第一項第五号」に改める。

第五条中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第六条から第十五条までを削る。

第十六条中「第十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第十三号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第六条とする。

第十七条第一項中「第三十三条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同条を第七号とする。

第十八条第一項中「第三十四条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第八条とする。

とする。

第十九条中「第三十四条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同条を第九条とする。
第二十条第一項中「第三十五条第二項」を「第十九条」に、「第三十四条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第二十一条中「第三十七条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第三十八条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第二十二条中「第三十八条第一項」を「第二十二条第一項」に、「犬(危険な動物)による事故届(第十四号様式)」を「犬(特定動物)による事故届(第五号様式)」に改め、同条を第十二条とする。

第二十三条中「第四十条第二項」を「第二十四条第二項」に、「第十五号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第二号様式中「第12条」を「第13条」に、「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第三号様式中「第14条第1項(第14条第2項)」を「第15条第1項(第15条第2項)」に改める。

第四号様式から第十二号様式までを削る。

第十三号様式中「(第16条関係)」を「(第6条関係)」に、「第18条第1項(第18条第2項)」を「第35条第1項(第35条第2項)」に改め、「回覧式を第四号様式とする。」

第十四号様式中「(第22条関係)」を「(第12条関係)」に、「犬(危険な動物)による事故届」を「犬(特定動物)による事故届」に、「危険な動物」が「特定動物」が、「第38条第1項」を「第22条第1項」に、「年度登録番号」を「年度登録 号」に、「年度 番」を「年度 番」に改める。

号」に、

危険な動物	種類	性別	年齢
	許可番号	(許可を要しない飼養の場合は届出年月日)	

特定動物	種類	性別
	許可番号	号

円」に、「五、五 円」を「六、〇 円」に、「六、九 円」を「七、五 円」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十一号

租税特別措置法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

租税特別措置法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則の一部改正)

第一条 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則(昭和五十五年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項第二号中「第三十一条の第二項第十四号二」を「第三十一条の第二項第十五号二」に、「第六十二条の三第四項第十四号二」を「第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「第31条の2第2項第14号二」を「第31条の2第2項第15号二」に、「第62条の3第4項第14号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改める。

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部改正)

第二条 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則(昭和五十五年山梨県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第八条中「第三十一条の第二項第十三号ハ」を「第三十一条の第二項第十四号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十三号ハ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改める。

第一号様式から第三号様式までの規定中「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

(租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則の一部改正)
第三条 租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則(平成十六年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第二十条の第二十項」を「第二十条の第二十一項」に、「第三十八条の第二十項」を「第三十八条の第二十一項」に改める。
第一号様式及び第四号様式中「第20条の2第10項」を「第20条の2第11項」に、「第38条の4第20項」を「第38条の4第21項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十二号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三十号を次のように改める。
三十 削除

別表第二十五号の次に次の一号を加える。

二百十五の二 介護支援専門員証交付手数料

別表第二百七十四号の二及び第二百七十四号の三を次のように改める。

二百七十四の二及び二百七十四の三 削除

別表第二百七十四号の五から第二百七十四号の九までを次のように改める。

二百七十四の五 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料

二百七十四の六から二百七十四の九まで 削除

別表第二百七十四号の九の次に次の二号を加える。

二百七十四の十 動物取扱業登録証再交付申請手数料

二百七十四の十一 動物取扱責任者研修手数料

別表第三百二十九号から第三百三十一号までを次のように改める。

三百二十九 通訳案内士登録申請手数料

三百三十 通訳案内士登録訂正手数料

三百三十一 通訳案内士登録証再交付手数料

別表第五百六十九号の次に次の三号を加える。

五百六十九の二 性風俗関連特殊営業開始届出書の提出があつた旨を記載した書面

交付手数料

五百六十九の三 性風俗関連特殊営業変更届出書の提出があつた旨を記載した書面

交付手数料

五百六十九の四 性風俗関連特殊営業開始又は変更届出書の提出があつた旨を記載した書面再交付手数料

第二条 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第二百七十四号の六から第二百七十四号の九までを次のように改める。

- 二百七十四の六 特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料
- 二百七十四の七 特定動物の飼養又は保管の許可再交付申請手数料
- 二百七十四の八 動物取扱業登録申請手数料
- 二百七十四の九 動物取扱業登録更新申請手数料

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第三十号及び第二百七十四号の五から第二百七十四号の九までの改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表第五百六十九号の次に三号を加える改正規定 平成十八年五月一日
- 三 第一条中別表第二百七十四号の二及び第二百七十四号の三の改正規定並びに同表第二百七十四号の九の次に二号を加える改正規定並びに第二条の規定 平成十八年六月一日

山梨県規則第二十三号

山梨県立女子短期大学学則及び山梨県立女子短期大学図書館規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県立女子短期大学学則及び山梨県立女子短期大学図書館規則を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 山梨県立女子短期大学学則(昭和四十一年山梨県規則第二十一号)
- 二 山梨県立女子短期大学図書館規則(昭和四十一年山梨県規則第三十六号)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 山梨県立女子短期大学の設置及び管理に関する条例及び山梨県立女子短期大学の授業料、入学料及び入学検定料に関する条例を廃止する条例(平成十八年山梨県条例第

三十三号) 附則第二項の規定により山梨県立女子短期大学が存続する間は、この規則の規定にかかわらず、この規則による廃止前の山梨県立女子短期大学学則第一条から第十二条まで、第十六条から第二十六条の二まで、第三十二条、第三十四条から第三十七条まで及び別表の規定は、なおその効力を有する。

山梨県規則第二十四号

山梨県市町村等財務実地調査規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県市町村等財務実地調査規則を廃止する規則

山梨県市町村等財務実地調査規則(昭和四十三年山梨県規則第六十三号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十五号

山梨県保安林改良事業等実施規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県保安林改良事業等実施規則を廃止する規則

山梨県保安林改良事業等実施規則(昭和五十四年山梨県規則第四十一号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十六号

山梨県通訳案内業法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県通訳案内業法施行細則を廃止する規則

山梨県通訳案内業法施行細則(昭和二十四年山梨県規則第六十九号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。